

## 十日町市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

平成29年6月15日

十日町市告示第166号

(趣旨)

第1条 この告示は、結婚を希望する独身男女の結婚に伴う経済的不安を軽減し、結婚への希望を叶えるため、新婚世帯が住宅を取得し、若しくは賃借し、又は引越しを行う経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、十日町市補助金等交付規則（平成17年十日町市規則第64号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、該当各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和7年1月1日から令和8年2月28日までに婚姻届を提出し、受理された世帯をいう。ただし、同一人同士が再婚した場合を除く。
- (2) 住居費 結婚を機に新たに住宅を購入（婚姻日より前に購入した住宅にあっては、婚姻日から起算して過去1年以内の購入に限る。）し、又は賃借する際に要した費用のうち、物件の購入費、賃料、敷金、礼金、共益費（月払いの賃料及び共益費については、3か月分を上限とする。）及び仲介手数料をいう。ただし、次に該当する住宅を除くとともに、賃料について勤務先から住宅手当が支給されているときは、住宅手当分に相当する費用を除くものとする。
  - ア 社宅、官舎又は寮等の事業主から貸与を受けた住宅
  - イ 補助金の交付を受けようとする新婚世帯に属する者のいずれかが十日町市ふるさと回帰支援事業補助金交付要綱（令和2年十日町市告示第159号）に規定する補助金を受け、現に取得した住宅
  - ウ その他市長が適当でないと認める住宅
- (3) 住宅改修費 結婚を機に新たに住宅を改修（婚姻日より前に改修した住宅にあっては、婚姻日から起算して過去1年以内の改修に限る。）する際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいう。ただし、次に該当する費用を除くものとする。
  - ア 倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用
  - イ エアコン、洗濯機等の家電の購入又は設置に係る費用
  - ウ 補助金の交付を受けようとする新婚世帯に属する者のいずれかが十日町市ふるさと回帰支援事業補助金交付要綱（令和2年十日町市告示第159号）で定める補助金を受け、現に改修を行った住宅
  - エ その他市長が適当でないと認める住宅
- (4) 引越し費用 引越し業者又は運送業者への支払その他の引越しに係る実費をいう。
- (5) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体から学生の修学、生活等のために貸与された資金をいう。
- (6) ふるさと回帰支援事業補助金 十日町市ふるさと回帰支援事業補助金交付要

綱で定める補助金をいう。

- (7) UIターン促進奨学金等返還支援事業補助金 十日町市UIターン促進奨学金等返還支援事業補助金交付要綱（令和3年教育委員会告示第7号）で定める補助金をいう。

（補助対象世帯）

第3条 補助金の交付の対象となる新婚世帯（以下「補助対象世帯」という。）は、第1号から第6号のいずれにも該当する世帯又は第7号に該当する世帯とする。

- (1) 第5条第1項の規定により申請をした日（以下「申請日」という。）において、新婚世帯に属する夫及び妻（以下「夫婦」という。）が市内に住所を有し、婚姻後に5年を超えて市内に居住する意思があること。
- (2) 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- (3) 申請日の属する年度の前年分の夫婦の所得合計額（所得税法（昭和40年法律第33号）第22条第2項に規定する総所得金額をいう。以下同じ。）が500万円未満であること。ただし、夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金の返済を現に行っている場合にあつては、申請日の属する年度の前年分の夫婦の所得合計額から申請日の属する年度の前年における貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額を、申請日の属する年度の前年分の夫婦の所得合計額とみなすことができる。
- (4) 過去にこの告示による補助金又は他市において同様の補助金の交付を受けたことがないこと。
- (5) ふるさと回帰支援事業において住宅取得又は改修に係る補助金の交付を受けていないこと。
- (6) 夫婦が十日町市の市税（国民健康保険税を含む。以下「市税」という。）を滞納していないこと。
- (7) 令和6年度にこの告示による補助金の交付を受けた世帯で、その受給額が、1世帯当たりの限度額に達しなかった世帯

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、住居費、住宅改修費及び引越し費用を合算した額（以下「補助対象費用」という。）とし、1世帯当たり下表の区分に応じて、それぞれ右欄に定める額を限度とする。ただし、前条第7号に規定する世帯は、令和6年度の1世帯当たりの限度額から令和6年度執行予算による受給額を差し引いて得た額を限度とする。

夫婦の年齢	限度額
夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の世帯	60万円
上記以外の世帯	30万円

- 2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 補助対象費用の支払期間（以下「補助対象期間」という。）は、令和7年4月1日から令和8年2月28日までとする。
- 4 前条の規定にかかわらず、前条に規定する補助対象世帯に該当しなくなった場合は、当該事由が発生した日の属する月までを補助対象期間とする。

（交付申請）

第5条 助金の交付を受けようとする新婚世帯の代表者（以下「申請者」という。）は、十日町市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和7年7月1日から令和8年2月28日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 戸籍謄本の写し
- (2) 住民票の写し
- (3) 夫婦の所得証明書（申請日の属する年度の前年分の所得に係るもの）
- (4) 夫婦の市税に係る納税証明書等の市区町村税の滞納がないことを証明するもの（前年分の納税証明書が他市区町村で発行される場合は、当該市区町村で発行されるもの）
- (5) 住宅の売買、又は工事請負契約書及び領収書の写し（住居を取得した場合に限る。）
- (6) 住宅の賃貸借契約書及び領収書の写し（住居を賃借した場合に限る。）
- (7) 請書、又は工事請負契約書及び領収書の写し（住居を改修した場合に限る。）
- (8) 婚姻に伴う引越しに係る領収証の写し（引越し費用に限る。）
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 第3条第3号ただし書に該当するものは、前項に定める書類のほか、申請日の属する年度の前年における貸与型奨学金の年間返済額を証する書類を添付しなければならない。

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、十日町市結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により速やかに申請者に通知するものとする。

（申請事項の変更と承認）

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、その申請事項に変更が生じたときは、速やかに十日町市結婚新生活支援事業補助金変更交付申請書（様式第3号）に第5条第1項に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、十日町市結婚新生活支援事業補助金変更交付決定通知（様式第4号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第8条 交付決定者は、第6条又は前条第2項の規定による通知を受けたときは、十日町市結婚新生活支援事業補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求の内容が適当であると認めたときは、交付決定者に補助金を交付するものとする。

（次年度に補助金の交付を受ける者の資格認定申請）

第9条 補助対象期間内に補助対象費用が発生せず、第5条に規定する交付申請を行うことが困難な者は、十日町市結婚新生活支援事業補助金資格認定申請書（様式第

6号)に次に掲げる書類を添えて、令和7年7月1日から令和8年3月31日までに、市長に申請しなければならない。

- (1) 戸籍謄本の写し
- (2) 住民票の写し
- (3) 夫婦の所得証明書（申請日の属する年度の前年分の所得に係るもの）
- (4) 夫婦の市税に係る納税証明書等の市区町村税の滞納がないことを証明するもの（前年分の納税証明書が他市区町村で発行される場合は、当該市区町村で発行されるもの）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 第3条第3号ただし書に該当するものは、前項に規定する書類のほか、申請日の属する年度の前年における貸与型奨学金の年間返済額を証する書類を添付しなければならない。

（次年度に補助金の交付を受ける者の資格認定）

第10条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、十日町市結婚新生活支援事業補助金資格認定通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

（状況の調査）

第11条 市長は、必要があると認めたときは、交付決定者に対して報告を求め、又は調査を行うことができる。

（補助金の返還等）

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (2) その他市長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又は交付した補助金の返還を命ずるときは、下表の区分に応じて、それぞれ右欄に定める額について期限を定めて当該交付決定者に対して返還を請求するものとする。

補助金交付要件を満たしていた期間	返還を求める額
3年以内	交付決定額の100分の100
3年超5年以内	〃 100分の75

3 前項の規定により補助金の返還命令を受けた交付決定者は、指定された期日までに補助金を返還しなければならない。

（返還の免除等）

第13条 市長は、前条の規定にかかわらず、特に必要と認めたときは補助金の返還を免除し、又は返還を猶予することができる。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年十日町市告示第15号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の十日町市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の規定は、平成29年7月1日から適用する。

附 則 (平成30年十日町市告示第66号)

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の十日町市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に申請を行う補助事業に係る補助金に適用し、同日前に申請を行う補助事業に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年十日町市告示第51号)

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の十日町市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に申請を行う補助事業に係る補助金に適用し、同日前に申請を行う補助事業に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年十日町市告示第100号)

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の十日町市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に申請を行う補助事業に係る補助金に適用し、同日前に申請を行う補助事業に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年十日町市告示第44号)

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の十日町市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に申請を行う補助事業に係る補助金に適用し、同日前に申請を行う補助事業に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年十日町市告示第141号)

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の十日町市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の規定は、

この告示の施行の日以後に申請を行う補助事業に係る補助金に適用し、同日前に申請を行う補助事業に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和5年十日町市告示153号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の十日町市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に申請を行う補助事業に係る補助金に適用し、同日前に申請を行う補助事業に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和6年十日町市告示148号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の十日町市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に申請を行う補助事業に係る補助金に適用し、同日前に申請を行う補助事業に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和7年十日町市告示41号）

（施行期日）

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の十日町市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に申請を行う補助事業に係る補助金に適用し、同日前に申請を行う補助事業に係る補助金については、なお従前の例による。

十日町市長 様

住所 〒

氏名

電話番号

十日町市結婚新生活支援事業補助金交付申請書

十日町市結婚新生活支援事業補助金の交付を受けたいので、十日町市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 婚姻年月日	年 月 日	2 婚姻後の本籍地	
3 新居に住民票をおいた日	(夫) 年 月 日 (妻) 年 月 日		
4 所得 ※貸与型奨学金を返済した場合はその金額を控除後	(夫) 円 (妻) 円	(合計)	円
5 事業内訳  ※補助申請する項目に記入してください。 ※支払済の経費に限ります。	住居費 (賃貸)	賃貸借契約年月日	年 月 日
		家賃 ※住宅手当…事業主が従業員に対し支給又は負担する住宅に関する手当	(家賃月額 _____ 円 - 住宅手当 月額 _____ 円) × 支払済家賃 _____ か月 ( _____ 年 月 ~ _____ 年 月) = _____ 円
		敷金	円
		礼金	円
		共益費	円
		仲介手数料	円
		その他 ( )	円
		小計(A)	円
	住居費 (購入)	契約締結年月日	年 月 日
		契約金額(B)	円
住居費 (改修)	契約締結年月日	年 月 日	
	契約金額(C)	円	
引越し	引越しを行った日	年 月 日	
	費用(D)	円	
	合計(E) (A+B+C+D)	円	

<b>6 補助申請額</b> ※(E)と30万円(夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の場合は60万円)の いずれか少ない金額を記入 ※1,000円未満の端数は切り捨て		円
<b>7 同意及び確認</b> ※該当する場合に レ点を記入	<b>申請者</b>	<input type="checkbox"/> 私は、市がこの補助金の事務処理に必要な範囲において、市が私の戸籍(婚姻届を含む)、住民票、所得及び市税の納付状況について十日町市役所関係各課に照合することに同意します。 <input type="checkbox"/> 私は、他の公的制度による家賃補助を受けていません。 <input type="checkbox"/> 私は、過去にこの制度に基づく補助を受けていません。 <input type="checkbox"/> 私は、市税の未納はありません。 <input type="checkbox"/> 私は、勤務先から住宅手当を受給していません。 申請者氏名 <span style="float: right;">㊦(旧姓: )</span>
	<b>配偶者</b>	<input type="checkbox"/> 私は、市がこの補助金の事務処理に必要な範囲において、市が私の戸籍(婚姻届を含む)、住民票、所得及び市税の納付状況について十日町市役所関係各課に照合することに同意します。 <input type="checkbox"/> 私は、他の公的制度による家賃補助を受けていません。 <input type="checkbox"/> 私は、過去にこの制度に基づく補助を受けていません。 <input type="checkbox"/> 私は、市税の未納はありません。 <input type="checkbox"/> 私は、勤務先から住宅手当を受給していません。 申請者氏名 <span style="float: right;">㊦(旧姓: )</span>
<b>8 添付書類</b>		<input type="checkbox"/> 戸籍謄本の写し <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 夫婦の所得証明書 <input type="checkbox"/> 夫婦の市税に係る納税証明請求書(様式第50号の2) <input type="checkbox"/> 【前年分の納税証明書が他市町村で発行される場合】当該市区町村の納税証明書 <input type="checkbox"/> 【住宅手当が支給されている場合】住宅手当支給証明書(別紙1) <input type="checkbox"/> 【貸与型奨学金を返済した場合】貸与型奨学金返済額証明書(別紙2) <input type="checkbox"/> 誓約書(別紙3) <input type="checkbox"/> 【住居費(購入)の場合】売買、又は工事請負契約書及び領収証の写し <input type="checkbox"/> 【住居費(賃貸)の場合】賃貸借契約書及び領収証の写し <input type="checkbox"/> 【住宅改修費の場合】請書、又は工事請負契約書及び領収書の写し <input type="checkbox"/> 【引越しの場合】引越し費用に係る領収書の写し <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

（申請者） 様

十日町市長 印

### 十日町市結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました標記補助金について、十日町市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

#### 記

1 交付決定額 金 円

2 交付の条件

- （1）十日町市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合があること。

年 月 日

十日町市長 様

住所 〒

氏名

電話番号

十日町市結婚新生活支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた十日町市結婚新生活支援事業補助金について申請事項を変更したため、十日町市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 変更内容					
事業内訳の変更	住居費 (賃貸)	賃貸借契約年月日	年 月 日		
		家賃 ※住宅手当…事業主が従業員に対し支給又は負担する住宅に関する手当	(家賃月額 _____ 円 －住宅手当月額 _____ 円) ×支払済家賃 _____ か月 ( _____ 年 _____ 月～ _____ 年 _____ 月) ＝ _____ 円		
			敷金		円
			礼金		円
			共益費		円
			仲介手数料		円
			その他 ( )		円
	小計(A)		円		
	住居費 (購入)	契約締結年月日		年 月 日	
		契約金額(B)		円	
住宅改修費	契約締結年月日		年 月 日		
	契約金額(C)		円		
引越し	引越しを行った日		年 月 日		
	費用(D)		円		
合計(E) (A+B+C+D)			円		

<p>補助申請額の変更</p> <p>※(E)と 30 万円(夫婦共に婚姻日における年齢が 29 歳以下の場合は 60 万円)の いずれか少ない金額を記入</p> <p>※1,000 円未満の端数は切り捨て</p>	円
<p>その他の変更</p>	
<p>2 添付書類</p> <p>※変更内容が確認できる書類を添付してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 戸籍謄本の写し</li> <li><input type="checkbox"/> 所得証明書</li> <li><input type="checkbox"/> 納税証明書</li> <li><input type="checkbox"/> 【前年分の納税証明書が他市町村で発行される場合】当該市区町村の納税証明書</li> <li><input type="checkbox"/> 【住宅手当が支給されている場合】住宅手当支給証明書(別紙1)</li> <li><input type="checkbox"/> 【貸与型奨学金を返済した場合】貸与型奨学金返済額証明書(別紙2)</li> <li><input type="checkbox"/> 【住宅費(購入)の場合】売買、又は工事請負契約書及び領収証の写し</li> <li><input type="checkbox"/> 【住居費(賃貸)の場合】賃貸借契約書及び領収証の写し</li> <li><input type="checkbox"/> 【住宅改修費の場合】請書、又は工事請負契約書及び領収書の写し</li> <li><input type="checkbox"/> 【引越しの場合】引越し費用に係る領収書の写し</li> <li><input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類</li> </ul>

様式第4号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

（申請者） 様

十日町市長 印

### 十日町市結婚新生活支援事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のあった標記補助金について、十日町市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり変更交付することに決定したので通知します。

#### 記

1 変更交付決定額 金 円

年 月 日

十日町市長 様

住所 〒

氏名

電話番号

十日町市結婚新生活支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で（変更）交付決定のあった、標記補助金について、十日町市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助金（変更）交付決定額 金 円
- 2 交付請求額 金 円
- 3 振込指定口座 ※交付決定者本人名義の口座に限ります。

金融機関名	銀行				本店			
	信用金庫				支店			
	信用組合				支所			
	農協				出張所			
口座の種別及び 口座番号	1 普通							
	2 当座							
	3 その他							
口座名義人	(フリガナ)							

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

十日町市長 様

住所 〒

氏名

電話番号

### 十日町市結婚新生活支援事業補助金資格認定申請書

十日町市結婚新生活支援事業補助金の交付を受けたいので、十日町市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

	夫		妻	
ふりがな				
1 氏名				
2 婚姻年月日	年	月	日	3 婚姻後の本籍地
4 所得 ※貸与型奨学金を返済した場合はその金額を控除後	(夫)	円	(合計)	円
	(妻)	円		

#### 添付書類

- (1) 戸籍謄本の写し
- (2) 住民票の写し
- (3) 夫婦の所得証明書
- (4) 夫婦の市税に係る納税証明書
- (5) 貸与型奨学金返済額証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

様式第7号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

（申請者） 様

十日町市長 印

### 十日町市結婚新生活支援事業補助金資格認定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のあった標記補助金について、十日町市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第10条第2の規定により、下記のとおり資格認定することに決定したので通知します。

#### 記

- 1 資格認定者 夫  
妻
- 2 資格有効期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 補助上限額 金 円